

第2回労働フォーラムのご案内

パワーハラスメント
防止措置が事業主の
義務となりました！

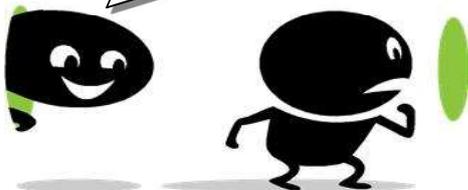


今年6月から職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務（中小企業主は2022年から）となりました。厚生労働省の従業員調査によると、およそ3人に1人が過去3年間にパワハラを受けた経験があると回答しています。そこで今回、ハラスメントに関する知識と理解を深め、未然に防ぐ方法について学ぶ「第2回労働フォーラム」を開催します。

☆ テ ー マ	職場のハラスメント防止
☆ 講 師	長野労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 松尾 直彦 氏
☆日時・場所 (連絡先)	令和3年1月28日(木) 定員50名 13:30~16:00(受付13時~) 松本合同庁舎 講堂 (松本市島立1020) 連絡先:長野県中信労政事務所 ☎0263-40-1936
☆ 参 加 料	無 料

※裏面の申込書を郵送、FAXまたはメールでお送りください。
※労働者、経営者、人事担当者、労働組合員、その他ハラスメント防止対策に関心がある皆様のご参加をお待ちしています。
※コロナ感染拡大により中止する場合はホームページへ掲載し、電話、FAXまたはメールにてご連絡致します。

職場のハラスメントには、
誰もが、加害者や被害者
になる可能性があるんだ



問合先：長野県中信労政事務所
住 所：松本市島立1020（松本合同庁舎5階）
電 話：0263-40-1936
FAX：0263-47-7828
Eメール：chushinrosei@pref.nagano.lg.jp
<http://www.pref.nagano.lg.jp/chushinrosei/>

主催：長野県中信労政事務所 松本市